

青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システムプロポーザル募集公告

次のとおり情報システムに係るプロポーザルの募集を行います。

令和2年5月20日
こどもみらい課長 最上 和幸

1 業務概要

- (1) 業務名 青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システム
- (2) 業務内容 システム更新委託・賃貸借業務
- (3) 履行期限 令和3年2月28日（ただし、機器の設置及び業務アプリケーションの設定については、1月31日）

2 業務の詳細な説明

委託業務は、別紙「青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システムプロポーザル説明書」（以下「説明書」という。）によります。

3 参加資格及び評価項目

(1) 参加資格

ア 平成29年7月3日青森県告示第499号（物品等の競争入札参加資格）、平成30年2月13日青森県告示第95号（物品等の競争入札参加資格）、平成31年2月12日青森県告示第68号（物品等の競争入札参加資格）又は令和2年2月10日青森県告示第86号（物品等の競争入札参加資格）のいずれかの規定によりシステム更新委託及び機器賃貸借の契約についてAの等級に格付された者であること。

イ 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、青森県から指名停止の措置を受けていない者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しない者であること。

エ 青森県内に本店を有する者であること。県外に本店を有する者については、原則として、県内に支店又は営業所を有する者であること。

(2) 評価項目

提案された費用見積りが、「8 事業費」に記載した経費以内であることを前提条件として、要求条件に対する提案内容の充実度を評価します。詳細は「説明書」を参照してください。

4 手続等

(1) 担当課及び担当者

〒030-8570 住所 青森県青森市長島1-1-1
青森県健康福祉部こどもみらい課
電話番号 017-734-9303

F A X 017-734-8091

E-mail KODOMO@pref.aomori.lg.jp

担 当 家庭支援グループ 石岡

(2) 参加表明書（別紙様式1）及び説明書の交付

ア 交付期間 令和2年5月20日（水）から令和2年5月29日（金）正午まで
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

交付時間は8時30分から17時まで

イ 交付場所 4（1）の担当グループ又は郵送により交付。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限 令和2年5月29日（金）16時まで

イ 提出場所 4（1）と同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限り、提出期限日必着のこと。）

(4) プロポーザルの提出の要請

参加表明書の提出者の参加資格を審査した後、プロポーザルの提出の要請及び審査結果の通知を令和2年6月3日（水）頃までに行います。

(5) 質問の受付等

ア 質問の受付期間 令和2年5月25日（月）から令和2年6月4日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

受付時間は8時30分から17時まで

イ 受付場所 4（1）と同じ

ウ 質問の方法 質問は、文書（別紙様式2）を持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限り、受付期間内に必着。）、FAX又はE-mailにより受け付けます。

エ 回答 質問に対する回答は、受付期間終了日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）にプロポーザル提出要請者全員に対してFAX 又はE-mailにて回答します。

(6) プロポーザルの提出

ア 提出期限 令和2年6月12日（金）16時まで

イ 提出場所 4（1）と同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限り、提出期限日必着のこと。）

5 プロポーザルの審査

(1) 第一次審査

審査委員会において、プロポーザルの書面審査を行い、数点を選定します。

(2) 第二次審査

第一次審査を通過したものについて、審査委員会がヒアリングを実施し、最優秀者及び優秀者各1名を特定します。ヒアリングの詳細は、別途通知します。

(3) 結果の通知

審査の結果は、プロポーザル提出者に対し、速やかに書面により通知します。

6 理由の説明

(1) 審査の結果、選定されなかったものは、その通知が到達した日から起算して5日以内に、書面により、その理由についての説明を求めることができます。

(2) 説明に対する回答は、書類が到達した日から起算して7日以内に行います。

7 見積徴取

県は、最優秀者を当該業務に係る随意契約の見積徴取の相手方とします。ただし、最優秀者に事故等があり見積徴取が不可能となった場合は、優秀者を当該見積徴取の相手方とします。

8 事業費

(1) 委託料

青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システムの更新に係る費用（消費税含む。）は、24,006千円を上限とします。

青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新後の保守料（消費税含む。）は、年額935千円を上限とします。

(2) 賃借料

青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システム用サーバ機器等の賃貸借に係る費用（消費税を含む。）は5年間の合計で4,364千円を上限とします。

9 その他

(1) 参加表明書及びプロポーザルの提出は、1者につき各1案とします。

(2) 参加表明書及びプロポーザルの作成・提出に要する費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。なお、提出書類は、事業者選定審査及び内部説明資料の目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 円滑に青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システムを更新するため、母子父子寡婦福祉資金貸付システム用サーバ機器等は青森県母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新に係る事業者から賃貸借契約することとします。